

Title	生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件(上)
Sub Title	
Author	金子, 八郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.7 (1948. 7) ,p.403(39)- 427(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19480701-0039
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480701-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

是等の事情から現代のコムニティーは決して一樣な存在でない事は明白になる。凡べての生活が悉く其の地元で一樣に完了している型のコムニティーのみを今日望むのは初めにも述べた様に十八、十九世紀の形態に執着し過ぎるものである。

併し茲で問題になるのは老大な地域的擴張を持つ巨大都市（屢々其の意味で過大都市と呼ばれている）と之れを取巻く、單なる住宅地的小都市群、更に地方都市乃至は農村の極めて貧弱なる生活文化の様相等である。此の意味でコムニティーは原則的に基本的な生活需要が地元で自給される（直接的又は間接的に）事が今日の要望となつてゐるのである。米國の都市社會學は大都市の地域的構造から是等大都市が多數、多様なコムニティーの合成體であると觀察した。是等の合成單位の小コムニティーは運輸交通通信を機縁として都心地區に繋がつてゐる。それは丁度、大都市周辺の衛星的都市群の存在にも似たものである。是等の場合に吾々は無用で且つ混亂のみ惹起する交通を制限し、土地に安定する生活の可能である様に整備する事が必要と思ふ。此の事は地方都市の場合や農村の場合に於いても同様に云われねばならない。是等の問題は一方に於いて國土計畫乃至地方計畫の擔當面であらうが、都市經營に於ける生活設計の分野でもある。其の爲めには吾々の日常生活の個別的分析、生活理想と生活能力の調査、生活關係技術の研究からその集團關係、並びに組織及び經營原理に互つて考えられる必要がある。此の問題は別領域に屬するから、茲では割愛する。

生糸恐慌と製糸業労働者の労働條件（上）

金子 八郎

過重労働と低銀を基盤とし、増大するアメリカの需要によつて第一次世界大戦後に至るまで一種の獨占的超加利潤を獲得して来た——これを裏から言へば經營は極めて放漫であつた——わが製糸業も、大戦後斷續して發生する幾多の恐慌と、中國糸及び人絹の競争に曝されて、漸くその糸價は下向線を巡り始めた。一九二九年末に發生した世界恐慌は、かゝる状態に低迷する製糸業に決定的な打撃を與へて、製糸業を未曾有の恐慌の渦中に投じた。

斯る未曾有の恐慌の渦中にあつてこそ、それ自身が内包する矛盾も、資本對労働關係の一切もが、その本質的な姿を最も露骨に表出する。従つて此處に於ける私の意向の第一は、それを指向しつゝも今迄果し得なかつた事業主對労働者の關係を、恐慌の過程を分析することによつて直接的に把握することである。

既に見た如く、この恐慌の第一次の原因はアメリカ

生糸恐慌と製糸業労働者の労働條件

市場の梗塞であり、それを助成したといふ意味に於いて人絹、支那糸の侵入が考へられる。これが恐慌發生の直接的な契機ではあるが、恐慌の推移はこの外部的なもの、製糸業内部とそれを直接圍繞する部門との反應作用の複合の結果であることを忘れてはならない。かゝる意味に於いてこの反應の仕方は極めて重要である。諸々の要素が其處に働いたのであるが、我々は論文の主題に従つて反應として出現した労働條件が、逆に恐慌に對し如何なる作用を及ぼしたか、又その恐慌が再び労働條件をいかに規定したか、この相關作用が結局製糸業自體に對して如何なる影響を及ぼしたかを考察する。これが第二の課題であるが、これが究明も又恐慌の過程の分析によつてのみ達せられる。

従つて私は第一、第二の課題を果すために出来るだけ詳細に恐慌の進展を考察するであらう。

先づ製糸業の景氣を最も端的に示す糸價の變動は第一

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

表、第二表及び第三表の如くである。
(一) 横濱生糸現物相場累年表(長野縣不況の實相より)

年次	最高	最低	平均	年次	最高	最低	平均
明治元年			七五五	明治十六年			六四五
同二年			七九六	同十七年			五九八
同三年			六二三	同十八年			五九八
同四年			五三五	同十九年			六九九
同五年			五八三	同二十年			六六〇
同六年			六〇〇	同二十一年			六一五
同七年			五四一	同二十二年			六九〇
同八年			四五九	同二十三年			六七〇
同九年			七二七	同二十四年			五八五
同十年			五五八	同二十五年			七四八
同十一年			六七五	同二十六年			八六八
同十二年			七一〇	同二十七年			七五八
同十三年			七二七	同二十八年			八三五
同十四年			七〇六	同二十九年			七三〇
同十五年			七〇〇	同三十年			七九〇

年次	最高	最低	平均	年次	最高	最低	平均
明治三十一年	九二八	八〇〇	八八〇	大正四年	一、一五〇	七三五	八五〇
同三十二年	一、二六六	九二二	一、〇九二	同五年	一、三五〇	一、〇三〇	一、一四六
同三十三年	一、二六七	八一七	九六九	同六年	一、七五〇	一、一二五	一、三七六
同三十四年	九二三	七九四	八六七	同七年	一、六五〇	一、三〇〇	一、四七〇
同三十五年	一、〇〇五	九一五	九五一	同八年	三、二八〇	一、三〇〇	二、一七八
同三十六年	一、〇五〇	九一五	一、〇〇七	同九年	四、三六〇	一、一〇〇	二、六六三
同三十七年	一、〇〇〇	八五〇	九一一	同十年	二、〇二〇	一、三九〇	一、五一一
同三十八年	一、〇七〇	九一〇	九六九	同十一年	二、二二〇	一、五二〇	一、九〇四
同三十九年	一、二八五	九四〇	一、〇四一	同十二年	二、四一〇	一、七八〇	二、〇〇八
同四十年	一、四三〇	九三〇	一、二二四	同十三年	二、一六〇	一、四二〇	一、七八三
同四十一年	九七五	八二〇	八九五	同十四年	二、一三〇	一、七七〇	一、九五七
同四十二年	九三五	八一〇	八七六	同十五年	一、九九〇	一、四二〇	一、五八五
同四十三年	九九〇	八三〇	八六四	昭和二年	一、四九〇	一、二七〇	一、三七五
同四十四年	九八〇	八一〇	八五七	同三年	一、四〇〇	一、一一〇	一、三二一
同四十五年	九二五	八二〇	八四四	同四年	一、四二〇	一、一五五	一、三二〇
大正二年	一、〇二五	八四〇	八九〇	同五年	一、一九〇	五四〇	八六五
同三年	一、〇三〇	七〇〇	八二二	同六年	七六〇	五〇〇	六三五

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

(11) 横濱市場生糸現物(最優格)各月平均相場表

月	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
一月	一、一七四	七〇八	六七三	
二月	一、一六九	六八四	六五三	
三月	一、一六五	六六六	六一八	
四月	一、一三一	五九七	五三四	
五月	一、一〇〇	五三一	四七四	
六月	七九五	五二七	四六三	
七月	七〇五	五八七	五四二	
八月	七〇八	五七七	七六二	
九月	六四八	五七三	九三七	
十月	五七四	五四八	八九〇	
十一月	五八一	五五六	九一〇	
十二月	六二五	五六七	九二三	

論を進めるに先立ち、此處で使用する生産費調査表について簡単に述べる。我々の求める連年に亘る調査は数多くあるであらうが、ここでの論述が主として長野縣に限られるので同縣工場課調査のもの(第三表)を主とし、「単に一社のものながら最も信憑すべき貴重な材料であると思ふ」と、平野村誌が推賞する岡谷所在金山製糸會社のもの(第四表)を参考とし、更に第一表の数字を検討するため、「昭和五年度製糸業實態調査成績」(第五表)と長野縣工場課の一時調査及び同縣生糸同業組合發表のもの(第六表)を掲げた。

第三表の数字をこれから第四、五、六表及び「全國製糸工場調査」の報ずるものと比較すると、夫々若干の相違を示すが、これ等を我々が検討する各項目の百分比及び指数を算出検討するとその開きは大きいに減少する。然して我々が斯る連年の調査表に求むる所は何よりも調査方法の齟齬であるから、この場合第三表を主とし、第四表を参考として論述を進めて差支ないと思ふ。

此等諸表及びそれを我々が使用せんとする形にして掲げると次の如くである。

斯くの如き恐慌に對し製糸家はいかなる對策を講じてこれを脱せんとしたか。我々はしばしば連年の生産費の推移を分析検討することによつてこの對策策就中その諸々の對策中主題とする労働条件を中心に考察してみや

(三) A 生糸百斤生産費連年表 (長野縣工場課)

年	平均糸價 (滿價一貫)	工賃	諸給料	燃料	公課	其他	原料代 加工費計
大正八年	二、二六	二、九〇	一、五〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	二、三三
同 九年	一、六三	三、〇三	一、四六	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、三四
同 十年	一、五二	一、八五	一、〇九	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、四六
同 十一年	一、九〇	三、二四	一、五二	三、〇七	三、〇七	三、〇七	二、〇四
同 十二年	二、〇八	一、七〇	一、七六	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、九八
同 十三年	一、七三	一、四八	一、三〇	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、六三
同 十四年	一、九七	一、四八	一、三〇	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、〇三
同 十五年	一、五五	一、四九	一、三〇	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、〇三
昭和二年	一、三三	一、四九	一、三〇	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、〇三
同 三年	一、三三	一、四九	一、三〇	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、〇三
同 四年	一、三〇	一、四九	一、三〇	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、〇三
同 五年	一、三〇	一、四九	一、三〇	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、〇三
同 六年	一、三〇	一、四九	一、三〇	三、〇七	三、〇七	三、〇七	一、〇三

(備考) 「製糸業に關する参考資料」より

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

(四) A 一柵相當生産費 (金山製糸會社)

年次	募集費	税金	金利	賄費	燃料及電力費	營繕費	給料	出荷及賣込費	雜費	貯蓄費	製造費計
大正八年	10,000	2,000	3,000	2,670	1,800	1,300	6,900	1,400	1,800	—	39,000
十一年	30,000	2,000	6,000	7,000	1,900	7,000	20,000	1,400	1,800	—	77,000
十五年	10,000	2,000	4,000	1,900	3,000	7,000	10,000	1,000	1,300	—	39,000
昭和二年	6,000	算雜入費	3,000	1,800	1,400	6,000	7,000	1,000	1,300	—	39,000
三年	5,000	算雜入費	3,000	1,800	1,400	6,000	7,000	1,000	1,300	—	39,000
四年	4,000	算雜入費	3,000	1,800	1,400	6,000	7,000	1,000	1,300	—	39,000
五年	2,000	算雜入費	3,000	1,800	1,400	6,000	7,000	1,000	1,300	—	39,000
六年	1,000	算雜入費	3,000	1,800	1,400	6,000	7,000	1,000	1,300	—	39,000

(備考) 平野村誌下巻四九一頁より

第五表 A

年次	募集費	工賃	諸給料	賄費	燃料	公擔金	其他	計
一〇〇釜未満	4,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000
一〇〇釜以上	0,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000
二〇〇釜以上	0,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000
三〇〇釜以上	0,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000
五〇〇釜以上	0,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000
平均	1,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000
同右指數	0,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000

年次	募集費	工賃	諸給料	賄費	燃料	公擔金	其他	計
二〇〇釜以上	1,500	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000
三〇〇釜以上	3,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000
五〇〇釜以上	2,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000
平均	1,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000
同右指數	0,000	8,000	10,000	1,900	2,000	2,000	3,000	34,000

(備考) 昭昭五年度製糸業實態調査成績 (本位日前掲者より續引) 中の項目を第一表に準じて編成替を行った。

第六表

項目	金額	百分比	備考	項目	金額	百分比
職工募集費	2,000	1.4	對一人四圓一ヶ年作業日數二六〇日	仕入費	32,000	18.8
繰糸工賃	53,333	31.6	繰糸常一人百二十匁 賃金四十錢	諸給料	60,000	35.3
諸給料	7,966	4.7	繰糸工ノ一人割人員トシテ一人百六十錢	食料	15,000	8.8
燃料	12,266	7.3	一万斤四十六圓	燃料	20,000	11.8
公課負擔金	28,177	16.7	正量検査、常置特別出資金、日積立金、賣捌き數料、荷掛運搬費とす	販賣費	18,000	10.6
賄費	17,292	10.3	一人一日十三錢 一三三人分	金利	10,000	5.9
其他	34,000	20.3	電燈、動力、旅費、消耗費、通信運搬費、保險料、修繕費、固定償却費、雜費等	其他	15,000	8.8
金利	13,000	7.7	日歩二錢 五ヶ月	計	170,000	100.0

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

合計	一六八、一〇一〇〇・〇	屑物代	二〇、〇
差引	一四八、一〇	差引	一五〇、〇
		生皮等、熨斗糸蛹等副産物差引(二〇圓)	

長野縣工場課「製糸工場に關スル調査」昭和六年

第五表 (B)

	諸給料		利子		燃料動力費		賄材料費		購繭乾繭費		其ノ他	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一〇〇釜未満	六・四	四・〇%	三・三	三・三%	三・七	三・三%	一・九	一・七%	八・六	七・二%	四・九	四・五%
一〇〇釜以上	六・七	三・九%	三・五	三・四%	二・八	二・八%	一・九	一・九%	七・九	七・七%	四・五	四・二%
一五〇釜未満	九・二	四・三%	三・七	三・七%	三・八	三・八%	二・一	二・一%	八・二	八・八%	五・四	五・〇%
一五〇釜以上	九・九	四・五%	三・八	三・八%	三・一	三・一%	二・五	二・五%	九・六	九・九%	五・二	四・九%
二〇〇釜未満	九・七	四・四%	三・六	三・六%	三・二	三・二%	二・四	二・四%	八・六	八・八%	五・一	四・八%
二〇〇釜以上	九・九	四・五%	三・七	三・七%	三・三	三・三%	二・六	二・六%	九・七	九・九%	五・三	五・〇%
二五〇釜未満	九・七	四・四%	三・六	三・六%	三・一	三・一%	二・五	二・五%	八・六	八・八%	五・一	四・八%
二五〇釜以上	九・九	四・五%	三・七	三・七%	三・二	三・二%	二・六	二・六%	九・七	九・九%	五・三	五・〇%
三〇〇釜未満	九・七	四・四%	三・六	三・六%	三・一	三・一%	二・五	二・五%	八・六	八・八%	五・一	四・八%
三〇〇釜以上	九・九	四・五%	三・七	三・七%	三・二	三・二%	二・六	二・六%	九・七	九・九%	五・三	五・〇%
五〇〇釜未満	九・七	四・四%	三・六	三・六%	三・一	三・一%	二・五	二・五%	八・六	八・八%	五・一	四・八%
五〇〇釜以上	九・九	四・五%	三・七	三・七%	三・二	三・二%	二・六	二・六%	九・七	九・九%	五・三	五・〇%

(備考) 昭和五年度「製糸業實態調査成績」(本位田前掲書より孫引)より第一表に近い項目別に編成し各構成百分比算出した。

第三表 (B) 連年指數

年	糸價	繭價	工賃	賄費	諸給料	其ノ他	燃料	公擔金	工女募集費	生糸原價
大正八年	二九・九	二六・三	四・五	一五・二	一九・五	八・〇	一五・〇	一三・〇	三三・八	一三〇・〇
大正十一年	三〇・一	二四・一	一〇・七	一三・〇	二一・〇	一六・〇	一六・九	一三・一	三九・二	一三三・一
大正十五年	一〇〇・〇									
昭和二年	八六・七	七三・三	八・九	八・三	九・五	一〇・九	九・四	九・九	七・八	七・八
昭和三年	八三・四	七三・六	九・五	八・三	九・七	一〇・二	九・五	八・四	七・九	八・〇
昭和四年	八二・六	八四・五	七・六	七・〇	八・七	九・八	八・八	八・一	四・四	八四・〇
昭和五年	四八・九	三七・三	六・三	五・四	七・〇	七・三	六・〇	四・八	三・九	四四・九
昭和六年	三六・九	三三・三	五・八	四・一	五・一	五・〇	五・四	三・八	一・三	三九・四

第一表 ヲリ作成

第三表 (C) 百分比連年表 (A ヲリ算出)

年	糸價指數	繭價百分比較	工賃	賄費	諸給料	賄費	燃料	公擔金	其ノ他	加工費計
大正八年	二九・九	七三・三	四・八	一六・六	七・六	一四・八	二・九	二・五	三・八	一〇〇・〇
大正十一年	三〇・一	七五・五	四五	一五・四	八・〇	一〇・〇	八・六	二・四	四・二	一〇〇・〇
大正十五年	一〇〇・〇	七五・〇	二・三	一九・一	七・三	一〇・〇	七・〇	二・三	四・〇	一〇〇・〇
昭和二年	八六・七	六九・〇	二・〇	一七・九	七・三	九・七	七・六	二・〇	四・〇	一〇〇・〇

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

第四表(B) 連年指数

年	募集費	金利	賄費	燃料及電力費	營繕費	給料	出荷及賣込費	雑費(税金)	貯蓄費	計
同三年	八三・四	七・四	一・八	二五・四	七・三	九・〇	七・五	一・四	四七・六	一〇〇・〇
同四年	八二・六	七・〇	一・三	二五・四	七・九	九・〇	七・四	一・六	四七・四	一〇〇・〇
同五年	四八・九	六・五	一・三	二六・〇	八・四	八・七	八・一	一・四	四七・三	一〇〇・〇
同六年	三九・九	六・五	〇・八	三三・五	八・〇	八・八	八・四	二・二	四九・三	一〇〇・〇

(備考) 税金ハ雜費中編入算出セリ

年	同構成率	募集費	金利	賄費	燃料及電力費	營繕費	給料	出荷及賣込費	雑費(税金)	貯蓄費	計
大正八年		一〇三・六	七・三	一四・八	一四・二	一六・〇	一九・八	一四・〇	一五・〇	—	一四七
大正十一年		一五二・一	一四・三	一七・五	一五・八	二〇・〇	二六・〇	一四・八	三三・八	—	一五〇
大正十五年		一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
同構成率		五三	三三	一〇・〇	六・五	三五	三五	五二	六七	四三	一〇〇・〇
昭和二年		三三・五	七・二	九・四	二二・七	九・〇	九・一	一〇・一	八・六	九・八	九・〇
三年		四八・八	六・四	八・八	一九・八	一三・九	六・四	九・三	九・七	一七・〇	八・四
四年		四二・一	六・三	七・〇	二〇・六	一五・五	九・三	七・五	二〇・七	一七・〇	八・四
五年		二二・三	五・八	六・七	一〇・九	九・三	八・〇	七・〇	七・五	三三・三	七・二
六年		一三・三	五・一	四・五	七・七	三六・六	四八・八	三三・六	七四・五	三三・九	五・五
同構成率		一四	三七	八四	九四	二六	三五	七五	九六	二八	一〇〇・〇

第三表(B)により糸價の變動に對して製糸家が如何なる方法によつて、生糸原價の切下げに努めたかが瞭然とする。

未曾有の不況と言はれた恐慌への突入の年昭和五年について見ると、先づ注意しなければならぬのは糸價の低落指數よりも生糸原價のそれの方が更に大なる事實である。大正十五年が製糸業不況の甚かつた年であるからこれを以て直ちに製糸家は却つて利益を得たと速断することは出来ないが、少くとも大正十五年より以上に不利であつたとは言ひ得ないのである。第四表(B)についても製糸家にとつてこの恐慌は、糸價の低落に表れた深刻さとは凡そ異つたものであつたことを看取出来る。然らば著しい糸價の低落にも拘らず、斯くも徹底して生糸原價を切下げ得た所以は何處にあつたのであらうか。

第三表(C)に見る如く生糸原價中に占める原料繭の割合は昭和四年に於いても七五%であり、原價低落の最捷徑はこの原料繭の切下げにあることは論を俟たない。然るに繭は既に見た如く、老大な小規模零細農の供給する所であつて、元々統制は行はれ難い上に供給を待ち堪へる資力もなく恐慌に際會して最も脆弱な部門の生産になる。

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

斯くの如き構造の下に、此の最も抵抗少く脆弱な部門——然も繭價引下げが最も捷徑であるの——に對しいかに恐慌の犠牲と轉嫁したか、糸價の低落指數四八・九に對し繭價の低落指數三七・二といふ數字が何よりもよくそれを語つてくれる。此のことは全く第四表にも妥當するのであつて、製糸家は先づその犠牲を農村に轉嫁したことは何としても否定し得ない事實である。

此れによつて唯でさへ一般農業恐慌に悩む農村がいかにその苦しみを増さねばならなかつたか、次掲第七表がそれを示す資料である。

この様な農村の著しい窮迫は、これを土壤として更に多くの労働力を送り出す。「家族の口數を減らすためと言ふことだけで工女になるもの」が續出して來た。更に後述の休廢業、操短、一般産業界の不況は當然その募集費を斯くも減少することを可能ならしめた。「最も製糸家を悩ました」工女募集は一片の廣告によつて辨ぜられるに至つたのである。

これらに次いで大きな低落を示してゐるものは工賃——給料はこれに比するとさしたる低落を示さず、従つてその構成百分比は却つて増大してゐる——と賄費である。獨立項目中であつて、生糸原價の最大部分を占める此等に

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

(七) 自昭和二年 養蠶 状況調 (長野縣) 至昭和六年

區分	年別	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
		養蠶戸數	桑園反別	養蠶戸數	桑園反別	養蠶戸數	桑園反別	養蠶戸數	桑園反別	養蠶戸數	桑園反別
養蠶戸數	同右	一五、一八五戸	〇、三三・三反	一五、四二六戸	一、八、〇九戸	一五、三〇八戸	一、〇、七〇反	一五、七〇六戸	一、五、八〇九戸	一五、八〇九戸	一、五、八〇九戸
	養蠶一戸當	八、五五、九八貫	一〇、二六、五三貫	八、〇九、七九貫	八、二四、九六貫	八、〇九、七九貫	八、二四、九六貫	八、〇九、七九貫	八、二四、九六貫	八、〇九、七九貫	八、二四、九六貫
桑園反別	同右	四、九三、七九貫	六、〇九、七九貫	四、九三、七九貫	六、〇九、七九貫	四、九三、七九貫	六、〇九、七九貫	四、九三、七九貫	六、〇九、七九貫	四、九三、七九貫	六、〇九、七九貫
	養蠶一戸當	三〇二圓	三〇二圓	三〇二圓	三〇二圓	三〇二圓	三〇二圓	三〇二圓	三〇二圓	三〇二圓	三〇二圓
上繭一貫目平均	同右	六、六圓	六、六圓	六、六圓	六、六圓	六、六圓	六、六圓	六、六圓	六、六圓	六、六圓	六、六圓
	養蠶一戸當	五、六圓	五、六圓	五、六圓	五、六圓	五、六圓	五、六圓	五、六圓	五、六圓	五、六圓	五、六圓
同右	同右	夏秋	夏秋	夏秋	夏秋	夏秋	夏秋	夏秋	夏秋	夏秋	夏秋
	同右	八、九三	七、一六	七、一六	六、六八	六、六八	五、〇七	五、〇七	四、三三	四、三三	四、三三

(註) 生産費ハ長野縣農會調査ニヨル

長野縣不況の實情 (長野縣農會) 「蠶糸業に關スル調査」ヨリ

對し資本の壓縮が加ははることは蓋し當然であり、それが易々として實現せられた所にこそ却つて我々の問題とすべき所があるのであるが、今は暫らく不問に附し出来るだけ詳細にその實態を究明してみよう。

賃銀を論ずるに當つて不可鐵の要素をなす労働強度―能率―が、この恐慌の推移を通じ如何なる増大をなしたかを見ると、第八表中對一釜一は製造高指數が示す通りである。此の間、昭和四、五年頃より多條式繰糸器が採

(八) 長野縣内器械製糸工場並釜數、生糸製造高累年比較表

年次	項目	工場數	釜數	生糸製造高	就業日數	對一釜一日	指		數	
							工場數	釜數	製造高	就業日數
大正八年		七四六	八、五、三六	一、六〇、九六	二、五	二二・三	一〇五・九	七〇・三	二七・〇	六・五
同 十一年		六九四	八、三、〇〇	一、八九、〇五	二、三	二二・八	一〇六・七	八三・〇	九五・八	七四・三
同 十三年		六三三	八、二、八八	一、七〇、〇四	二、四	二二・九	一〇一・八	七八・〇	九二・五	七三・三
同 十五年		六二六	八、〇、九〇	一、七五、九四	二、四	二二・四	一〇〇・〇	七六・〇	九〇・〇	七三・〇
昭和二年		六二二	八、三、一五	一、四三、八三	二、三	二二・一	一〇〇・〇	七六・〇	九〇・〇	七三・〇
同 三年		六四四	八、七、四九	一、五三、七六	二、三	二二・一	一〇〇・〇	七六・〇	九〇・〇	七三・〇
同 四年		七二五	八、六、三五	一、五五、六二	二、三	二二・一	一〇〇・〇	七六・〇	九〇・〇	七三・〇
同 五年		七三三	八、四、七七	一、六七、六七	二、三	二二・一	一〇〇・〇	七六・〇	九〇・〇	七三・〇
同 六年		七〇八	八、一、三九	一、三六、三三	二、三	二二・〇	一〇〇・〇	七六・〇	九〇・〇	七三・〇
同 七年		六四四	七、〇、七五	一、三六、四二	二、三	二二・〇	一〇〇・〇	七六・〇	九〇・〇	七三・〇

「蠶糸業に關する參考資料」より指數算出

用され始め、緒數は二十にも達し、原料繭の改良をあつて高低はあり乍らも一貫してその發達の跡を見得るのである。

の項に詳細に検討したその原因が存続した―或るものは更に強化されて―がために、遂に他産業の恐慌中に見られる如き飛躍的發展をなし得ず、従つて技術面よりする能率の増進は恐慌の深刻さに比して極めて微々たるも

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

のであつたと言はなければならぬ。此處に賃銀、賄費に對し直接的な大斤銭が振はれる根因があるのである。又反面これと逆に直接的に賃銀を切り下げ得たために、技術の目醒ましい進展がなかつたのだとも言へるのであるが、これ等双方を同時的相關的に考察することは後に譲つて、先づ賃銀を考察する。

「春繭も出盛り六十六、七掛、信州などは三十掛前後、しかも糸は惨落につぐ惨落六月九百圓臺より月末七百圓臺となり、七月諏訪生糸同業組合に於いても操業短縮の論議を行つた。引續き糸價益々暴落、夏繭三十五掛、初秋繭二十掛内外に下り、十月糸價は最優格五百四十圓といふ空前の安値を示し、秋繭十五掛で尙買氣振はず、生繭一貫目一圓五十錢といふ殺人的相場で農村は極度の困窮に陥るに至つた」註(1)

斯く恐慌の進度と共に、糸價の低落以上に繭價を叩きながら、早くも七月二十三日同業組合の快議を以て次の如き賃銀値下げの陳情者を提出した。

「現下蠶糸業の危機に瀕しつゝあるの状況に鑑み、蠶糸業各關係業者連絡統制を計り、協力以て之に當り生糸の品質を改善し、生産費を遞減し、販路の擴張を圖り良品を安價に提供するに非れば斯業の前途洵に憂慮に堪へ

ざるものあり。此の時に當り原料繭生産者と生糸製造者との利益の分配を公平に保持し、相互共存の途を講ずるの必要あるものと存せられ候。然るに従來製糸業經營の一般よりすれば、原料代金は生糸價格の八割を占め、他の二割が生糸生産費に充當せらるゝ状況なりしが、大正九年生糸暴落財界好況時代に於いて製糸賃銀を當時の相當額に値上せるに、大正十一年に至り糸價下落の爲原料に對する生産費の比は二割四分となり、昨年末に於いては三割となり、當時既に各方面より値下運動起りしも暫く成行を見ることとし、今日に至りたるに現在に於いては既に四割強に當るの状況にして、右は直ちに本年度變調せる糸價を以て賃金低下の理由とするにあらざるも、好況當時決定せる賃金を其の後漸落せる今日に至り、なほ依然として其の儘踏襲し來りたるものにして、更に又一般生活費の方面より考察するも大正十一年に於ける諸物價と、現在の諸物價指數とを比較するに二割七分の下落に當るの實情に有之、此の際生産費を他の方面に於いて出來得る限り節約すると共に、職工賃金の二割、最低賃金の「麥拾錢」を「貳拾五錢」に引下ぐるを相當と認め候間御承認被下度總會の決議に依り此段及陳情候也」註(2)

註(1) 平野村誌下卷三〇六頁

(2) 長野縣工場課「製糸工場賃銀不拂狀況」より。昭和五年九月

製糸家の悪辣な手口に驚かざるを得ない。彼等の賃銀値下げの根據の第一は何であつたか。その機構的な脆弱性を一般農業恐慌によつて益々深められ微塵の抵抗も出來ない弱り切つた農村を徹底的に叩きおこせたその結果に外ならない繭の低廉を唯一の根據として、逆に工賃が相對的に高いからこれを引下げなければならぬと言ふのだ。(然も臆面もなく繭生産者と生糸製造業者の共存などと言つてゐる)糸價指數は四八・九であるのに繭價は三七・二である。この三七・二を絶対的口實として既に五八・四に低落してゐる賃金を更に引下げるやうとするのである。

次に製糸家が賃金低き下げを理由づけてゐる物價指數を見ると、諸物價は二割七分低下したかも知れぬ。然し實質賃銀の尺度たるべき生計費指數は二割一分五厘だけである。然し我々が最も注意しなければならぬのは、この陳情が直ちに容れられず翌六年春に始めて實施せられたにも拘らず、賃銀は連年低下を續け、許可を願ひ未だ容れられざる昭和五年實際一日平均賃銀は、物

價は愚か生計費指數の低落よりも甚だしい切下げを既に實際に受けてゐた事實である。斯る實情にも拘らず尙最低賃銀の低下を主張することは、最低賃銀の切下げによつてこの低落しつゝある平均賃銀を物價指數の低落以上に値下げしやうとするものであつて、此の場合一見合理的に思はれる物價指數云々は全く空疎な飾物に過ぎないと言はなければならぬ。

此の陳情に對し、一度は「既に實質に於いて二割方低下してゐる」と言ふ理由の下にこれを拒絶した縣工場課も、同年十一月二十七日製家と協議會を開催、昭和六年度中に限り平均賃金二割、最低保證金五錢の値下げを認可した。

然るに生糸同業組合は引續いて昭和六年六月三日代表者を縣工場課に出頭せしめ、同年初頭より實施の平均保證賃銀春四十錢、夏四十八錢を夫々三十錢、三十八錢に最低賃金三十錢を二十錢に、其他全部に亘り約二割強の即時引下げを要求した。註(1)

この理由を當時の新聞は次の如く報じてゐる註(2)。「現在の糸價五三〇圓に對し、現行賃銀で行くと工賃が一六〇圓見當かり、原料繭位二四掛と見て三八〇圓かかるから結局五三〇圓の生糸生産に五四〇圓の生産費を必要

とし、十圓の損失を生じつゝある現在であるから、この際最低限度損失十圓分の工賃引下げを實現したいといふにある一理由。この十圓を女工一人當り勞賃にすると二割に當るものである。

此處にも我々は同じ手口一繭價は昭和六年更に低落三六・九(五年四八・九)といふ「殺人的」以上の數字である。即ち繭價の低下を口實とする獨特の値下げ策を見るのみならず、損失のすべてを女工に負はせんとする意圖を明確に見得るのである。此に對し縣工場課は「工場主が自己の經營上の失敗による負債轉嫁から、女工の賃銀を引下げやうとする不純の考であるならば、それは不合理極ることである。然し生産費の點から見て實際經營上均衡がとれぬといふならば、多少考慮の餘地があると思はれる云々」註(2)と、如何にも慎重なるかの態度を見せた。

然らば製糸家の所謂加工費十經營均衡もこれを基礎とする一とは總てが工賃なのか。我々がこれをこそ検討するために算出した第三表(C)、第四表(B)、その他前掲諸表を見てもその(工賃構成百分比は二三四〇%である。然も最も注意しなければならぬのは、第三表(C)によれば昭和五年の百分比これは、製糸家の好んで引用す

たとすれば潰れるより外はあるまい。それでも女工の賃銀が安いと言つて頑張つて居られるかどうか……」と將に恐喝とさへ言へる言辭を弄して、賃銀値下げの實現運動を行つた註(5)。

此の運動の前に「經營均衡云々」と慎重なるかに見えた縣當局は同月十五日これを次の如くに許可してゐる註(6)。

一、製糸女工の一日の賃銀は昭和六年十二月末日まで左記の通り支給すること、但し女工の承諾書を徴し工場法施行細則第二十二條による届出をなしたる上實行すること。

平均賃銀通年四十錢以上

最低賃銀夏挽より三十五錢以上

養成就工初年目最低賃銀十二錢以上

二、昭和七年一月より舊協定を復活し、賃金は無條件で支給すること。但し經濟界の状況により増減を必要とする場合更に協定をなすこと。

三、昭和六年春挽中賃銀の内拂ひをなしたる工場はこの際速に追給をなすこと。

斯くて僅か七ヶ月の中に二回に亘り三割三分強といふ惨落を見たのである。然し保證給の切下げは決して終つ

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

る大正十一年と大差はなく、第四表(B)に於いても殆んど同一である事實である。更にこれを大正十五年に比すれば、却つてそれは減少を見せてゐる。確に工賃の比率は大きい。然しそれは製糸家によつて糸價の漸落と共に絶えず同一構成比に切り下げられてゐるのである。斯く生糸製造工程に於ける賃銀の本來的比重に對しても尙ほ經營均衡云々といふ理由で切下を許可するとすれば、それは恐慌の犠牲を積極的に女工に負はしめるものと言はなければならぬ。

他方かゝる陳情をなした製糸家の賃銀支拂の實情を見ると、六年六月長野縣工場課の調査は五〇二工場中規定額(最低三十錢春挽平均四十錢)を支拂つてゐるもの二八七工場、規程違反六九工場、未拂ひ工場四五といふ驚くべき結果であつた註(4)。

三日賃銀引下げを縣に要求した彼等は十三日東京に於いて大會を開催、原料不足のため繭價は相當高い上に、賃銀値下げが許可されないならば、全國一齊に休業に入るべしといふ意見を出したり、又値下げの主張に當つては、「官吏の減俸さへ行はれる時節に女工の賃銀値下げは當然である。我々工場なども煙りを上げてゐればこそ必要な女工である。若しどうしてもやつて行けなくなつ

たのではない。

六月十五日に許可を得た製糸家は厚顔にも十月二十四日は次の様な「無給の賃銀」を要求した註(7)。

一、養成女工の賃銀は當初四ヶ月は無給とし、後八ヶ月を日給十錢に下げること。

一、最低賃銀は十五錢に下げること。

一、平均賃銀制度の撤廢。

一、休業手当の免除。

一、退職手当の免除。

此に對しては縣工場課も始めて拒絶した。然るに翌七年三月二十八日には關係業者と縣當局は協議會を開催、平均賃金四十錢を三十五錢に値下げすることを認可してゐる註(8)。更に八年三月よりは三十錢となり、遂に昭和五年の半額に迄切下げられた。此の間の切下げが如何に頻繁に、且つ大幅に強行されたか、我々は次表を見て驚かざるを得ない。

然しこれは飽く迄も表面的な協定率であつて、彼等が實際に支拂つた賃銀は更に厳しい切下げを行つたこと後述の如くである。

註(1) 信濃毎日新聞昭和六年六月四日

(2) 同 右

(九) 平均保証並最低保証賃銀協定推移表

期 間	季 節	平均保証賃金	最低保証賃銀	
			本 職 工	養成初年目工
自大正十五年 至昭和十五年	夏春 挽挽	六十錢以上	三十錢以上	十五錢以上
自昭和六年六月 至昭和六年七月	夏春 挽挽	四十錢以上	三十錢以上	十五錢以上
自昭和七年三月 至昭和七年四月	通 年	四十錢以上	二十五錢以上	十二錢以上
自昭和八年二月 至昭和八年三月	通 年	三十五錢以上	二十五錢以上	十錢以上 (但し就業七ヶ月以上)
自昭和八年六月 至昭和八年七月	通 年	三十錢以上 (但し産組製糸 三十二錢以上)	二十五錢以上	十錢以上 (但し就業七ヶ月以上)
自昭和九年三月十六日 至昭和九年六月	通 年	三〇錢以上	二十五錢以上	同 右
自昭和九年七月		三五錢以上	二五錢以上	同 右

長野縣に於ける職工賃銀値下問題について(産業福利十卷七號)

(3) 同 右

(4) 同 右

(5) 同 右

(6) 昭和六年工場監督年報五一頁以下

(7) 昭和七年工場監督年報四三〇頁

(8) 昭和七年工場監督年報四三〇頁

次に賄費について考察すると、賄費は生産費中相當大きな部分を占めて居るにも拘らず、賃銀の如く縣當局の許可を必要とせず、又監督も行はれ難い。既に引用概述した如く、「實質賃銀中任意に處理し得る部分で」あり「往々搾取を擅にして憚らないといふ譏を免れない」この食費に對し、賃銀にさへもあの様な攻撃を加へた製糸家が手を加へないと言ふことは到底考へられない所である。生計費指數の二倍に及ぶ賄費の低落は能率の微々たる増進によつて殆んど影響されない。正に賄費は半分に(實質的に)なつたのだ。六年六月の三十七錢より三十四錢の引下げ協定を他處に見て、成長障害をさへ惹起せしめた食事が、更に二倍に悪化したとしたら、それはどんなものであつただらうか。思ひ半に過ぎるものがある。

以上詳述した如く製糸家は先づ繭、續いて賃銀賄費

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

(十) 賄費、生計費、能率、指數比較表

年 代	賄 費	生 計 費	能 率
大正十一年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
十五年	八二・六	九三・一	一一二・〇
昭和二年	七三・八	九一・六	一二九・〇
三年	六七・一	八九・四	一二二・八
四年	六一・二	八六・八	一二五・八
五年	四九・一	七八・五	一四五・〇
六年	三四・八	六九・七	一二九・〇

(備考) 賄費及能率指數は前掲諸表より算出。生計費は「技術と社會政策」一九六頁及二〇六頁各表により算出せり。

徹底的な値下げを斷行したが、彼等の高言する如く「生産費を他の方面に於いて出來得る限り節約」したであらうか。

先づ第三表B及びCについて考察すると、生産費構成中の「其の他」が大正十一年と昭和六年との比較に於いて八・二%といふ飛躍的な増大を見せてゐる事實が注意を引く。この「其の他」の項目にいかなるものが包含さ

れ、又何が大きな比重を持つてゐるかを検討するため
 次表を作成した。此に依ると「其の他」項目中の最大の
 ものは利子であり、これに次ぐものとして生糸賣込費、
 購繭費、雑費等々である。これは其の他の諸表中に是等
 が獨立の項目として算へられ相當大きなウェイトを持っ
 てゐることゝ符合する。

(十一) 其の他の内譯(前掲「昭和五年度製糸業實態調査成績」より作成)

同右	平均	五〇〇以上	三〇〇以上	二〇〇以上	一〇〇以上	一〇〇以下	同右
利子	三〇・三三	三三・七五	三三・七五	三三・七五	三三・七五	三三・七五	三〇・三三
乾繭費	八・六五	七・九九	八・二一	九・六六	一・六四	一・六四	七・三三
購繭費	八・八四	二・一九	二・三三	一・六四	一・三三	一・三三	一・三九
生糸賣込費	二・三三	二・三四	二・八三	三・七九	二・八三	二・八三	一・四〇
雑費	二〇・九三	二・二七	二・三四	九・七六	九・六六	九・六六	二・二四
福利費	四・六五	四・七九	四・七九	四・七九	四・七九	四・七九	五・一
電力費	三・六	三・八	三・八	四・三	四・三	四・三	三・九
修繕費	四・四	四・七	四・七	五・四	五・四	五・四	五・四
保険料	一・九	二・五	二・六	二・八	二・八	二・八	二・四
消耗費	二・六	二・八	二・八	三・三	三・三	三・三	二・九
倉敷料	一・四	一・七	一・七	二・四	二・四	二・四	一・九
通信費	〇・八	一・三	一・三	一・七	一・七	一・七	一・三
合計	三三・七五	三三・七五	三三・七五	三三・七五	三三・七五	三三・七五	三〇・三三

斯く分析すれば「其の他」項目こそ眞先に切下げられ
 なければならぬ費用であることを知り、又經營合理化
 の努力は専ら此の點にのみ集中せられなければならぬも
 のであると言はねばなるまい。然るに「其の他」項目は
 飛躍的な増大を遂げ、燃料も依然同一の比重を保つてゐ
 るの事實は製糸家の怠慢を語る何よりの象徴ではない

か。

斯くて我々は製糸家は、眞の恐慌打開策たるべき合理
 化を怠り、それに代るものとして繭價、賃銀、賄費の徹底
 的な値下げを斷行したのであり、彼等のいふ「他の方面」
 の節約云々の高言は看板に過ぎなかつたと言ふも決して
 過言ではない。

さればこそ昭和五年だけの生糸原價と糸價とについて
 は明に彼等は利潤を得たのである。それは唯、昭和四年
 の比較的高い古繭を使用したために、それによる損害が
 餘りに大きかつたから大恐慌であつたと言ふだけの事であ
 る(註)。従つて昭和五年のみに限つて言へば彼等製糸
 家は恐慌の犠牲を十二分に養蠶家と労働者に轉嫁し、自
 らは眞の合理化の努力も行はずに利潤を得たのであつ
 た。是れが生産費の分析を通じて得た我々の結論であ
 る。

(註) 平野村誌下巻三〇六頁

續いて生産費低下を關聯して述べた協定賃率を念頭に
 置き乍ら、實際賃銀を檢討しやう。

先づ全國的統計(日本銀行事業別貸收賃銀より作成)鶴田
 氏前掲書より)についてみると、數多い産業の中で我が製
 糸業が最も著しい低落を示してゐる。更にこれを長野縣

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

についてみれば、統計の算出法の相違にもよるであらう
 がそれは更に甚だし。

我々の注意を惹くのは男工のそれよりも女工の賃銀指
 數がより以上急落を示してゐることと、年額賃銀が最も
 低落してゐる事實である。

女工賃銀の急激な低落の中に——このことは前述生産費
 中にあつても給料(男子を主體とする)の低落よりも工賃
 (女工主體)のそれが更に甚しかつたことと同様な理由
 によると思はれる——賃銀學説は何であれ、補足賃銀説以
 下の諸説が、現實に利用された事實を看取出来るのでは
 あるまいか。(此の判斷の是非については更に今後の研
 究を要するが)此れと團結力の缺如以外に經濟的理由を
 發見出来ないと思はれる。その意味に於いて補足賃銀説
 以下の諸説は、その嚴密な概念規定は兎も角、一應現實
 的には大きな通用を持つものと言はねばなるまい。

賃銀はそれによつてのみ生活の資が得られるものとす
 れば、この年總額の低下は重大な關心事であると言はな
 ければならない。この重大な年所得の減少の原因は、打
 續く不況による操業短縮と賞與額の激減である。

操業短縮は大正三年始めて實施せられ、續いて大正九
 年、十一年、十三年、十五年と規則正しく隔年毎に實施

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

(十二) 産業別實質賃銀指數の動向

業種別	大正十五年	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年
紡績業	100.0	101.4	105.5	103.6	103.2	99.4	67.4	68.6
製糸業	100.0	97.6	100.0	101.3	99.4	90.5	81.6	79.5
織物業	100.0	99.8	103.6	103.6	99.7	99.2	90.8	85.7
組物編物	100.0	101.1	100.3	100.4	99.3	101.8	97.3	96.5
機械製造業	100.0	113.5	106.1	100.0	113.9	119.3	117.7	119.3
船舶製造業	100.0	97.7	104.6	103.2	111.9	115.6	110.3	115.3
車輛製造業	100.0	103.4	104.9	103.9	103.9	114.4	113.4	115.4
器具製造業	100.0	101.9	104.4	103.9	103.5	114.9	114.4	115.2
金屬品製造業	100.0	101.1	106.0	111.5	106.1	114.1	115.1	114.2
窯業	100.0	103.1	104.9	106.2	103.3	113.0	109.8	107.8
製紙業	100.0	101.1	106.8	110.2	111.0	113.0	116.4	119.2
製薬業	100.0	101.3	105.0	109.2	112.2	116.7	111.1	106.6
ゴム製品業	100.0	103.3	107.9	113.5	114.8	113.0	117.1	111.3
人造肥料業	100.0	103.5	105.5	109.3	110.5	116.0	115.9	113.0
飯食物業	100.0	101.7	105.5	109.3	117.3	116.1	113.5	113.0
印刷製本業	100.0	104.0	107.1	107.0	114.0	113.8	113.3	116.4

製材家具工業	染色整理業
100.0	100.0
101.0	100.0
101.1	101.3
103.1	101.5
103.8	103.0
105.3	105.3
99.6	104.6
99.6	103.0
94.4	101.0

(技術と社會政策二〇六頁より孫引)

(十三) 長野縣實際賃銀累年表

年別	適用工場數	職工數	一人一日ニ支拂タル賃金		一人一ケ年平均賃金額	一ケ年中賃金總額
			男	女		
昭和二年	七四	一六,〇七五	九四〇	七四〇	一六,八五	三〇,五八,五〇,五
同三年	八〇五	二二,一三三	九二二	七一九	一七,〇七	一九,五二,四六,三
同四年	八四	二七,四三三	九二二	七一九	一五,二七	八,五四,〇七,八
同五年	八三	二二,〇八八	八七	七〇七	一四,四五	一六,一八,三〇,五
同六年	八四	一〇五,九四三	三二〇	四二二	八七,六	九,〇〇,一〇四,三
同七年	七五九	七九,八七	三二一	三九九	六四	六,九二,五〇,六
同八年	七四	七九,四四五	三〇四	三三三	八三,四	六,五七,四九,七
同九年	七二	六六,〇三三	三〇四	三三三	九八,八	六,六七,七〇,四
同十年	七三	六九,九四	三〇五	三三三	一〇,八五	六,五五,八七,九

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

工場監督年報(昭和六年及同十年)

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

(十四) 前表 指数

年別	適用工場数	職工数	一人一日ニ支拂ヒタル賃金		平均賃金	生計費指数	一ヶ年中賃金総額
			男	女			
昭和二年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
同三年	109,655	103,633	96,030	96,133	91,004	94,000	95,483
同四年	115,214	108,697	91,030	91,326	87,666	91,500	90,703
同五年	117,430	103,665	86,944	87,933	84,066	87,700	87,900
同六年	121,978	96,077	85,976	86,843	83,236	87,700	85,335
同七年	103,599	73,999	80,033	80,833	75,530	76,300	73,641
同八年	101,083	72,697	79,561	80,056	74,966	76,400	73,822
同九年	95,504	63,933	76,561	76,954	71,530	73,500	71,994
同十年	91,555	61,997	75,555	75,977	70,667	72,500	70,999

(備考) 前表より算出参考のため生計費指数を併記した。

高知縣ニ於ける製糸賃金下落調

年	生計費指数	一日實際平均賃金	
		女工	男工
大正十一年	100,000	100,000	100,000
昭和四年	86,800	88,500	99,000
同五年	78,500	75,600	88,500

年	日給平均	職工数	一日ノ賃金總額	差額
昭和四年六月	80錢	5,259人	4,207円	
同七年六月	40	3,809	1,524	
差額	40	1,450	2,683	

高知縣「農漁山林生活状況調査」邊渡氏著二六三頁ヨリ孫引

せられて昭和に入つた。次いで昭和三年一月一日より五月末日迄釜蓋二割封印、四年夏挽開業を長野縣及び六月十八日關東地方同十六日とし、年末閉業を十二月十五日とした。五年は二月より釜蓋二割封印、春挽開業を三月一日以後とし、六年には三月を全體としるる註(1)。

斯る打續く操短は工場主の獨斷なることを俟たないが、休業手當に對し如何なる處置がなされたか。

昭和三年に於いては、(一月より五月迄の釜蓋封印は一月一杯休業の代りとして實行せるもの)一ヶ月休業の場合は食費九圓(一日三十錢)と賃銀の七割の三十日分、二割封印の場合は賃銀の七割と規定したが註(2)、昭和四年の十五日間の休業に當つては、數多い決議の項目として、一、工女に對する休業手當は四日間とし、本工は五拾錢の七掛、養成工は拾五錢の七掛とする旨、簡單に述べられてゐるに過ぎない。是は年末閉業が繰上げられた結果であるから當然寄宿舎は閉鎖されるのであつて、食費の支給は重大な問題でなければならぬ。それ以後の規程は不明であるが、休業手當の免除を要求する程であるとすれば、假令支給せられてもそれは極めて少額に過ぎないと判斷して差支へないと思ふ。

我々は賃銀の考察に關して製糸家の賃銀に對する著し

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件

い認識不足と、労働者も企業の損失の一端を負ふべきであるとする彼等の見界を導き出し、又賞與が他産業とをの意義を異にし、斯業に於いては本來賃銀の中に算入せらるべきものか賞與として支給されてゐることを指摘した。

斯る事情にあるが故に名目賃銀さへもが釣瓶落しの切下げに逢ふ恐慌に當つて賞與が著しい削減を蒙ることは蓋し當然であらう。賞與額に關する資料はその性質上伸々見出し難いが、長野縣工場監督年報の報する昭和五年度特別賞與額は「前年に比し約半額となり、職工實收入に於いては二重の減少」となつた。昭和四年と雖も決して好況ではなかつたのであるから、これは連年漸減してゐたものと思ふ。斯かる二つの事由に一日平均支拂賃銀以上の年支拂賃銀の低落の原因を求め得るのである。

- 註(1) 「長野縣生糸同業組合沿革史」(同組合發行)一一五頁より一七七頁及平野村誌より採録
- (2) 「製糸業同業組合中央會第三部會決議」より
- (3) (1) 「同業組合沿革史」一六〇頁